

第 21 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 22 年 11 月 5 日（金） 14:00～16:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長）阿藤誠

（委 員）津谷典子、安部由起子

（専 門 委 員）佐藤香、嶋崎尚子

（審議協力者）総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

（調査実施者）総務省統計局統計調査部：栗原労働力人口統計室長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：若林参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：吉田調査官ほか

4 議 題 社会生活基本調査の変更について

5 議 事 録

○阿藤部会長 それでは、委員、専門委員の皆様及び審議協力者の皆様がおそろいですので、ただいまから第 21 回人口・社会統計部会を開催いたします。

この部会の部会長を務めます阿藤誠です。今回の部会では、10 月 22 日の第 39 回統計委員会において総務大臣から諮問されました「社会生活基本調査の変更について」の審議を行います。

今回審議に参加いただく委員と専門委員については、お手元に資料 1 として名簿が配布されておりますが、第 1 回ですので委員、専門委員、審議協力者、事務局、調査実施者の順に簡単に自己紹介をお願いいたします。

○安部委員 北海道大学公共政策大学院の安部と申します。よろしくお願いいたします。

○津谷委員 慶應義塾大学経済学部の津谷でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤専門委員 東京大学社会科学研究所の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

○嶋崎専門委員 早稲田大学文学部の嶋崎と申します。よろしくお願いいたします。

○総務省 総務省統計局の加藤と申します。統計局の国勢調査を担当しております。よろしくお願いいたします。

○文部科学省 文部科学省調査企画課の小新でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○農林水産省 農林水産省統計部の齋藤と言います。本日は神崎の代理で参りました。

○経済産業省 経済産業省調査統計部の上野と言います。よろしくお願いいたします。

○国土交通省 国土交通省の稲本と申します。よろしくお願いいたします。

○東京都 東京都人口統計課長の小幡と申します。よろしくお願いいたします。

- 神奈川県 神奈川県統計センター労働統計課長の奥寺と申します。よろしくお願ひいたします。
- 若林参事官 内閣府統計委員会担当室の若林と申します。よろしくお願ひいたします。
- 吉田調査官 総務省政策統括官室の調査官をしております吉田です。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 総務省政策統括官室の渡辺と申します。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 同じく政策統括官室の内山です。よろしくお願ひいたします。
- 栗原室長 統計局労働力人口統計室長の栗原でございます。皆様方には日ごろ、労働力調査を始め、大変お世話になっており、ありがとうございます。このたび社会生活基本調査について御議論いただくということで、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 佐藤主任研究官 同じく労働力人口統計室主任研究官の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。
- 三神補佐 同じく労働力人口統計室課長補佐をしております三神でございます。よろしくお願ひいたします。
- 阿藤部会長 ありがとうございます。なお、本日はお見えになっておりませんが、この調査でボランティア活動に関する設問の拡充と申しますか、そういうのがございまして、その検討に際しまして、聖徳大学の齊藤ゆか先生に審議協力者として、第2回の部会に御出席いただく予定にしておりますので、お知らせします。

部会には部会長の指名によって部会長代理を置くこととされています。本部会の部会長代理に津谷典子委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、津谷委員、よろしくお願ひいたします。

まず部会審議の方法について、皆様の御了解を得ておきたいと思ひます。御承知かと思ひますが、統計調査の実施の根拠法である統計法では、統計調査の計画の承認の基準が定められております。総務省統計審査官室がその基準に即して事前審査した結果が本日の審査メモとして、この部会に示されております。ついては基本的にこの審査メモに沿って、今回の調査計画の審議を行っていきたくと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料や今後のスケジュールなどについて、総務省統計審査官室の吉田調査官に説明をお願いします。

○吉田調査官 それでは、まず本日の配布資料について、御確認をお願いしたいと思います。議事次第の配布資料一覧を御覧ください。資料として3つございます。

資料1が、先ほど御紹介がありました部会の名簿です。

資料2が統計委員会に諮問いたしました一件書類ということで、2-1として諮問文、2-2で諮問の概要、2-3で調査の概要、2-4で利用状況というものでございます。

資料3は、調査実施者からの承認申請書類の一件でございます。3-1から3-8までございますが、調査計画の変更について3-1が申請書、3-2が申請事項記載書、3-3が変更後の調査計画、3-4が調査票A、3-5が調査票B、3-6が調査票新旧対照表、3-7が調査実施の必要性、3-8が調査結果の利用状況ということでございます。

参考資料として、4種類ございます。

統計法の抜粋が参考1。

参考2といたしまして、前回、平成18年の調査にかかる統計審議会の答申の写し。

参考3といたしまして、その審議会の答申で示されました今後の課題の調査実施者の対応状況でございます。

参考4といたしまして、「公的統計の整備に関する基本的な計画」、いわゆる基本計画の中で、今回の社会生活基本調査の見直しについて触れられている部分の抜粋でございます。

席上配布資料といたしまして、3種類ございます。

席上配布資料1として、部会の日程。

席上配布資料2として、審査メモ。

席上配布資料3として、審査メモで示された論点に対する調査実施者の回答ということです。

資料は、以上でございますが、漏れ等はございませんでしょうか。

続きまして、今後のスケジュール等につきまして、御説明いたします。席上配布資料1を御覧ください。この社会生活基本調査でございますが、平成23年10月が調査実施の時期でございます。それを勘案しまして準備等がございますので、23年1月には答申をいただきたいと考えております。今回いろいろと内容を充実することで、調査事項がかなり多くなっております。そういったことを勘案いたしまして、部会は4回ほど開催させていただきたいと考えております。

第1回目でございますけれども、まず諮問の概要につきまして説明させていただきまして、調査実施者から補足説明等がございましたら、説明をしていただきます。これまでの各部会の例でございますと、1回目の部会では委員の皆様方にこの調査についてフリーディスカッションを行っていただいて、いろいろと意見を出していただくということが多くなっていただけでありますけれども、今回は先ほど申しましたように、調査事項も含めて改正点あるいは論点がかかなり多うございます。限られた期間の中で効率的に審議を行う必要があると考えまして、事前に委員の皆様方にも意見や疑問点をお伺いした上で審査メモを作りました。これに沿って、すぐに個別論点の審議に入りたいと考えております。

個別の審議に当たりましては、審査計画に対する私ども統計審査官室の審査の状況と私どもの問題意識を御紹介し、その後で論点に対して統計局の方から、その問題意識に対する回答をいただきまして、その後に委員の皆様方から御審議をいただくというふうをお願いしたいと考えております。

11月16日に第2回目の部会を予定しておりますけれども、1回目につきまして、個別の審議をお願いしたいと考えています。基本計画で指摘のありました地域コミュニティー活動等に関する統計の整備についての検討に際しましては、先ほど部会長の方から御紹介いただきましたけれども、聖徳大学の齊藤先生から、今回予定されている変更事項についての御意見ですとか、あるいはボランティア活動等について研究されていらっしゃる立場から、いろいろと整理が必要であろうといった点を10分程度お話しいただいて、審議をお願いしたいと考えています。

3回目を12月6日に予定しています。ここでも引き続き、個別事項の審議をしていただきまして、最後の論点まで御意見、御審議をいただきたいと考えています。3回目の部会が終了した段階で、部会長の御指示に基づきまして、答申(案)というものを作成しまして、皆様方にメール等でお送りしますので、事前に御意見等をいただいて、内容を充実させたいと考えています。

年明けの1月7日に4回目の部会を予定していますが、いただいた御意見をできる限り反映させた形の答申(案)をそこに提出いたしますので、最終的な御審議をいただきたいと思っております。

以上、4回の部会審議を経た上で、1月の統計委員会において、その答申(案)を御了承いただきまして、答申としていただきたいと考えております。

以上でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、早速審議に入らせていただきます。なお、既に御指摘がありましたように、改正点や論点が多いので、各回を計画的に審議を進めていきたいと考えております。本日は調査事項のうち、「個人の年間収入の追加」というところまで議論をお願いしたいと思っておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

まず初めに、総務省統計審査官室からは諮問の概要、調査実施者である総務省統計局からは補足的に説明がありましたら、説明をお願いいたします。

それでは、諮問の概要について、引き続き、吉田調査官に説明をお願いします。

○吉田調査官 それでは、資料2-2「諮問の概要」をごらんください。

「1 調査の目的等」につきましては、先ほど申しましたとおり、今回の部会では審議していただく事項が多ございます。また、目的等につきましては、皆様は既に御承知のことと思っておりますので、省略をさせていただきます。申請の趣旨のところから説明させていただきます。

「2 申請の趣旨」です。今回は、前回の平成18年の調査以後の社会経済状況の変化等を踏まえた見直しを行った調査計画について御審議いただきます。具体的には21年3月の「公的統計の整備に関する基本的な計画」、いわゆる基本計画ですとか、現政権の政策の基本でもあります「新成長戦略」におきまして、いろいろなことがうたわれています。

特にワーク・ライフ・バランスですとかボランティア活動、地域コミュニティ活動といった、そのキーワードに代表されます観点からの見直しということでございますけれども、そういったことを踏まえた見直しを行った調査計画につきまして、御審議をお願いしたいということでございます。

「3 主な変更内容」でございます。主な調査事項の追加、削除でございます。小見出しを「ア 調査内容の充実」としてございますけれども、今回追加した事項が8つ、削除した事項が4つで、差し引き4つの増ということでございますので、内容的には充実が図られているということかと思っております。では、追加した事項から説明をさせていただきます。

「(ア) 勤務形態の追加」です。フレックスタイムや裁量労働制、短時間勤務等の導入によりまして、雇用形態が多様化してきているということを踏まえまして、フルタイムなのか短時間勤務なのかといった勤務形態の違いによって生活時間の配分に違いがあると考えられるということで、雇用されている人につきまして、その設問に新たに追加するというところでございます。これは調査票A、Bの両方に追加するというところでございます。

「(イ) 年次有給休暇の取得日数の追加」です。年次有給休暇の取得日数と生活時間の配分あるいは生活行動の関係につきまして、より詳細な分析が可能となるということで、過去1年間の年次有給休暇の取得日数を新たに追加するというものでございます。これも調査票A、Bの両方に追加するものでございます。

「(ウ) 1週間の希望就業時間の追加」です。これも調査票A、Bと両方に追加されます。実際の就業時間と希望する就業時間との差、満足度と生活時間の配分との関係を分析することによって、ワーク・ライフ・バランスの分析に資するデータを提供するというところで、仕事をしている人、有業者について新たに追加す

るということとしております。

調査票Aの方ですけれども、潜在的な労働力を計る観点ということで、無業者の就業希望のある人について、1週間の希望就業時間を新たに追加することとしています。

「(エ) ふだんの健康状態の追加」でございます。日ごろの健康状態が労働時間の配分を大きく左右すると考えられますので、有業者にかかる普段の健康状態を聞く設問を新たに追加することとしています。これは、基本計画の指摘に対応したものでございまして、調査票A、Bの両方で追加することとしています。

「(オ) 個人の年間収入の追加」でございます。共働き世帯や社会人となった子どもが同居しているなど、世帯の中で複数の者が就業するケースが少なくない中で、就業と生活時間の関係を分析する上では、従前から世帯全体の年間収入を把握していますが、それに加えて個人の年間収入の把握が重要であるということ、また、ワーク・ライフ・バランスでも経済的自立の指標としても個人の年間収入が重視されているということから、従前から把握している世帯全体の収入に加えて、個人の年間収入を追加することとしています。これも基本計画の指摘に対応した見直しということになりますが、調査票A、Bの両方で追加ということです。

「(カ) ボランティア活動に係る1日当たりの活動時間の追加」でございます。ILO（国際労働機関）が提案している「ボランティア活動の計測に関するILOマニュアル（草案）」で1回当たりの活動時間の把握が提案されております。その趣旨を踏まえ、ボランティア活動を行う場合の1日当たりの活動時間を新たに追加することとしております。

「(キ) 追加事項の所属するボランティア団体等に係る選択肢の追加」も基本計画の指摘に対応した見直しということになります。これは調査票Aだけの対応ということになります。従前から、所属するボランティア団体については、所属するボランティア団体等にかかる選択肢がいろいろありましたけれども、NPOや地域コミュニティに所属して行う活動の状況をよりの確に把握する。そのために選択肢を追加しております。これも調査票Aだけの対応ということになります。

調査事項の最後ですが「(ク) 世帯員以外の者から受けている育児の手助けに係る選択肢の追加」でございます。少子化対策に資する基礎データを提供する観点から、育児期の子どもを持つ親の就業時間と育児の手助け状況を把握するために、世帯以外の者からの育児の手助けの有無と、だれから手助けを受けているかということについて把握する項目を追加するというものでございます。これは調査票A、B両方で追加することとしています。

以上、追加する事項でございましたが、次は削除事項でございます。削除する事項は4つございます。

「(ア) 携帯電話やパソコンの使用状況等の削除」です。これは調査票Aについてのみ削除するということでございます。この事項は、急速な情報技術の進展を踏まえまして、情報通信機器の利用が生活行動や生活時間の配分に与える影響を分析するために、携帯電話やパソコンなどの使用状況やインターネットの利用状況について、平成13年の調査から設けているという事項ですが、今回いろいろと調査事項を追加しますので、報告負担に配慮する必要があるということで、他の項目と比較して重要度が低下したということで、削除するというものでございます。

ただ、生活時間調査における先進的な指針である「欧州統一生活時間調査2008年ガイドライン」におきまして、パソコンやインターネット接続機器の保有状況を把握することが推奨されております。そのため国際比較を念頭に置いている調査票Bにつきましては、従来どおり把握することとしています。

次は「(イ) 週休制度の削除」です。これも調査票Aだけの削除ということになります。週休制度は、週休2日制の普及に伴う休日の増加が、生活行動にどのような影響を及ぼすかといったことを把握するために、昭和51年のこの調査が始まった当初から設けられている調査事項ですが、週休2日制度も定着してまいりましたし、今後もその結果は大きく変わることはなかろうということで、他の調査事項の追加に伴う報告者負担軽減という観点から削除するというものでございます。

「(ウ) 連続休暇の取得状況の削除」です。これも調査票Aだけということになります。連続休暇の取得状況につきましては、1週間以上の連続した休暇の取得が家族との交流などの生活行動にどのような影響を及ぼすかということ把握するために、昭和61年の調査から設けられた調査事項ですけれども、追加のところで説明しましたが、ワーク・ライフ・バランスの推進状況を把握するために年次有給休暇の取得日数を調査事項に追加するとしたため、報告者負担の軽減という観点から削除するというものでございます。

「(エ) 居室数の削除」でございます。これは調査票A、Bともに削除することにしてあります。居室数ですけれども、居室の数と家事に費やす時間ですとか、家族と一緒に過ごす時間の関係など生活時間の配分との関係を把握するために、昭和51年の調査開始当時から設けられている事項ですが、居室数の違いによる生活時間の有意な差異が見られない。また、報告者負担の軽減という観点から削除するとしたものでございます。

以上が調査事項関係の変更内容です。

続きまして「(2) 調査方法の変更」でございます。調査方法につきましては、2点ございます。

1点目は「ア インターネットを用いた回答方式の一部導入」でございます。前回調査に係る当時の統計審議会の答申の中で、今後の課題として指摘されていたということで、それに対応した措置ということになります。インターネットを利用して回答を行う方針につきましては、調査の効率化等が期待できるということでございます。一方で、特に地方公共団体の事務負担があるということで、標本数も少ないということもございますけれども、調査票Bだけの導入ということになります。

2つ目として「イ コールセンターの設置」でございます。効率的な調査という観点から、他の調査でも導入が進んでいるということでございますけれども、調査に関する照会に効率的に対応するというので、民間事業者に委託したコールセンターを設置することにしてございます。

最後に「(3) 集計事項の変更」です。これは今回調査事項をいろいろ充実させてございますが、それを踏まえた集計をするということでございます。特にワーク・ライフ・バランスの分析に資する事項ですとか、NPO、ボランティア、地域コミュニティ活動等に関する集計、あるいは介護・育児に着目した集計を充実するというのを考えた変更です。

また、調査結果の国際比較可能性の向上を図るという観点から、調査票Bによって把握されます生活時間につきまして、諸外国の調査結果において用いられております行動分類に対応した組替え集計を行うことが可能となるように、詳細行動分類の項目の一部を細分化して集計をするという計画を予定しています。

以上、概要の説明でございます。

○阿藤部会長 続いて補足説明がありましたら、栗原室長、お願いいたします。

○栗原室長 調査内容の方は、今、御説明いただいたとおりでございます。若干補足的な説明といたしまして、社会生活基本調査は今回は8回目の調査となります。国民の生活時間配分の状況という大変貴重なデー

タを提供いたしまして、各方面の政策等において、国、地方を通じて幅広く活用されているところでございます。

先ほども御説明のありましたとおり、昨年、基本計画ができるという大きな動きがございまして、その計画の中でも社会生活基本調査に対する御指摘を幾つかいただいております。ワーク・ライフ・バランスの実現ということで、近年、社会全体の課題として重みを増しつつあります。そういったことも踏まえまして、23年調査の企画立案を進めてまいりました。

外部有識者の方を交えた研究会なども開催させていただいて検討を積み重ねまして、今回、改正案をとりまとめています。今後ますます少子高齢化が進みまして、育児、介護、就業をどう両立させていくか。そういった点を含めて、社会全体でワーク・ライフ・バランスなどに取り組んでいかなければならない。そういった中で国民の生活時間等を明らかにする本調査の重要性は、これからますます高まっていくのではないかと考えているところです。そうした観点から、調査事項につきましても、これまでにない新たな要素等を取り入れて、内容の充実を図ったところです。

なお、追加する事項がある一方で、記入者負担といった観点からスクラップする事項も必要ということがありますので、今日の社会的なニーズに照らしまして、優先度等を勘案して案をとりまとめております点を御理解いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

事前に幾つか先生方から御質問をいただいている点がありますので、それにまず答えさせていただければと思います。

1つ目が、雇用形態に関しまして、これは主な仕事について記入するものだと思うけれども、そういったことが世帯に対して趣旨が明らかになっているのかどうかという御質問でございまして、これは副業などがある場合、記入上、疑義を生じないかということだと思いますけれども、主な仕事は労働時間の一番長い仕事について記入するというのでよいのかという御質問でございまして。

それに対しましては、雇用形態に関しまして、主な仕事について記入する旨は、特に疑義を生じるようなものではないと考えておりまして、これまで特に調査票等では明示してきておりません。ただ、必要ということであれば、今後、記入の手引きなどで明示するなど検討いたしたいと思っております。

主な仕事であるかどうかにつきましては、勤務時間の長い方。時間が同じ場合には収入の多い方で記入してもらうこととしておりまして、これはこれまでも記入の手引きの中で記載してきているところでございます。

今回、追加予定の個人の収入に関しまして、就業構造基本調査の方では、仕事からの収入については主な仕事について聞いているのに対して、今回の諮問案では副業を含めた収入を聞いているのだけれども、それはどうしてかという御質問でございまして。

社会生活基本調査では、生活時間の配分をとらえるというのが調査の目的でございまして、労働時間等に関しましては副業の分も含めて、全体像が把握できるような形になってございます。そうした労働時間等と収入との関係の分析面などを考慮いたしますと、仕事からの収入につきましても労働時間の範囲と対応するように、副業分も含めたものとして把握することが必要ではないかと考えているものでございます。

もう一つ、無業者について希望就業時間を聞いているのですが、これの意味としては希望の職種で働けるとしたということなのかどうか。有業者の場合についても今の仕事のままで労働時間を変えたいという趣旨

なのか。あるいは別の仕事、正社員になりたいとか、そういうことで労働時間を変えたいということなのかという御質問でございます。

まず、無業者の方につきましては、これは潜在的に無業者の方がどの程度の時間を働きたいという希望を持っているかの把握を意図したものでございまして、希望の職種で働けるとしたらという意味かどうかという点ですけれども、希望の職種でなくても収入を得るために何らかの仕事をしたいという人もいますので、そういった潜在的なニーズを幅広く把握できるようにするために、希望の職種で働けるとしたらなどの制約条件を特に置いているわけではございません。

有業者につきましても、ワーク・ライフ・バランスにおける的確な実態把握に資するというところで、就業時間について、実際と希望とのギャップの把握といったことを意図したものでございます。そうした観点から、今の仕事に就けるかどうかといった前提条件は、やはり特に置かないで、就業時間に関する本人の希望について、率直にとらえられるようにしたいと考えているものでございます。

とりあえず、私からは、以上でございます。

○阿藤部会長 事前に出されました御意見について、ただいまのような御説明がありました。もしこれについて更に何かあれば、後ほど関連分野のところでも御質問いただきたいと思います。

では、早速ですが、個別の審議に入りたいと思います。先ほど吉田調査官からお話があったとおり、個別の事項ごとに総務省統計審査官室から調査計画に対する審査の状況と問題意識について、席上配布資料2によって御紹介いただき、その後、事前に統計審査官室から出されている論点について、席上配布資料3より総務省統計局から問題意識に対する回答を御説明いただきます。これらを受けて、委員の皆様から御意見を伺いたいと考えています。ですから、これからの議論としては席上配布資料の2と3によって議論を進めていきたいと思っております。

まず、「(ア) 勤務形態の追加」でございます。吉田調査官、御説明をお願いします。

○吉田調査官 まず、「(ア) 勤務形態の追加」でございます。この勤務形態の設定を追加するという点については、適当であるという判断をいたしました。といいますのは、フレックスタイムや裁量労働制、短時間勤務など勤務形態の多様化が進んでおりますので、勤務時間の長短といったような勤務形態によって生活時間の配分に違いがあるというふうに考えられます。したがって、雇用されている人につきまして、勤務形態を追加することが、勤務形態の多様化といった実態を踏まえた分析を可能にするということで、適当であるという判断をいたしました。

○阿藤部会長 この事項については特に論点は示しておられませんが、委員、専門委員の方から、これについて意見や御質問があれば、お願いいたします。

○安部委員 問12の上から3つ目のところです。「短時間勤務とは、同じ事業所で働くフルタイムの人に比べ」とあるんですけれども、どのくらい多いか分からないのですが、例えば小売業などで、事業所にいる労働者にフルタイムの人がいないという可能性は考えなくてよろしいのでしょうか。

○栗原室長 フルタイムの人が全くいないという場合は、余り想定はしておりません。確かに今、非正規の活用ということは進んでおりますけれども、割合で見ると3人に1人くらいが雇用者の中で非正規になって、正規の方がまだ多いということがありますので、全くいないということは、余り想定はしてございません。

○津谷委員 関連でお伺いしたかったのは「同じ事業所で働く」という断り書きですけれども、これは何か

意図があつてなされたのでしょうか。なぜかという、別に同じ事業所で働かなくてもいいかなと思つたからです。例えばコンビニなどでシフトで働いていたりして、そんなにたくさん一緒に同時間帯に働かない場合もあるので、これは同じ事業所で働くフルタイムの人ということを挿入しないで、大体読めば分かると思いますけれども「1週間のあらかじめ決められた労働時間がフルタイムに比べ短い勤務（1日6時間とか1日8時間で週3日などをいいます）」でいいかなと思います。なぜ「同じ事業所で働く」が入ってきたのか、その意図がおりならば、お教えいただきたい。

もしそうでなければ、私自身は、むしろ入れない方が、余りいろいろな条件を付けない方が、どういう状況で働いていらっしゃるかわからないことが多いですから、普通の勤め人がたくさんいる職場ばかりとは限らないように思います。

○阿藤部会長 総務省、いかがですか。

○栗原室長 ここは一応、意図としては、フルタイムの定義が事業所ごとで違う場合があるようですので、同じ事業所のフルタイムの人に比べてどうかという、そこら辺は正確に書いた方がいいのかなという意図です。

○津谷委員 それで取り込む部分と失う部分があるので、もう既にあらかじめ全部自分で書くわけではないわけですから、選択肢はいろいろな状況をある程度具体的にしないと、回答者によって解釈が違ってしまいますと、もっと問題です。

それは確かにそうだとは思いますが、余りに狭めてしまうことで失う部分もあるから、こんなことを言うとフルタイムという定義自体が非常にあいまいで、パートタイムの方でも1週間に50時間くらい働いていらっしゃる方もいらっしゃるんです。つまり、時間として、ここで私たちが知りたいのは、基本的には生活時間ですね。そうではないのもありますけれども。

でも、雇用形態、従業上の地位という、専門用語ではエンプロイメント・ステータスとしてのパート、つまり、日本語で言うと、正規、非正規ですね。そうすると、そこでパートタイムと言われまして、これは非正規ですけども、時間だけ見ると正規のフルタイムの人よりも働いていたりする方が、そんなに割合は多くなくて、年齢層にもよりますし、性別にもよりますけれども、パートタイムと呼ばれる人で2割くらいはいるのではないかと思います。

そういうことがあるので、これは何で言ったかという、余り突っ込んでいきますと、いい言葉ではないですが、やぶへびになる。すべてに目配りをして完璧にやるということは恐らく無理なので、どこかでこのバランスを取る。本当にここでぶっちゃけたお話をしますと、恐らく回答される方はテレビを付けながら、ビールを飲んで書いている方がかなりいらっしゃると思えば、こういうことをここで私たちがやるように一生懸命考えて、苦心しながら回答をなさる方はそんなにいらっしゃると思いませんけれども、ぱっと読んだときの感じで、どういうふうなことが印象に残るかというのは、私たちは回答者の方の予測ができないわけです。余りガチにしない方がいいのではないかと思います。

この短時間勤務は、短いと言ってしまうと本当に短くなってしまうので、何かに比べて短いという基準が必要だと思います。ただ、恐らく働いている方は、短時間勤務と言われれば、短時間勤務というのが分かっていらっしゃるかなとも思うので、非常に悩ましいのですが、これを読んでいて、そういえばそうかなと。これこそ本当に皆さんで話し合つて決めた方がいいかなと思つました。

○阿藤部会長 安部委員、どうですか。

○安部委員 今のお話とも関連するんですけども、パートではなくて、例えば、派遣等その他の非正規も最近が増えていまして、ここにフルタイムが8時間5日と例示がありますが、ここでの短時間勤務というのは、例えば、育児期間中の短時間勤務など、正社員に対して聞く感じの構成になっているようにみえます。例えば、アルバイトとかパートの人がこれを見て、私は時間が短いから自動的に短時間勤務と付けるとして、それが本当に知りたいことなののでしょうか。

○嶋崎専門委員 その部分と16番の普段の1週間の就業時間、これは副業、残業等は含まれていますが、それとの層が非常に出てきた場合に、論理チェックをかけたときにどういうことがあり得るのかというのは、少し心配をしてしまうところです。言わばそれを両方のところから聞いているので、場合によっては12番と16番が大変に矛盾してしまうということがあるのではないかと考えます。

○津谷委員 その関連ですけども、勤務形態で、ここで知りたいのは、どれくらいフレキシビリティがあるのか、実は就業時間という、恐らく先進諸国の大人が起きている時間の非常に多くを使うもので、これと家庭生活は大変大事だと思います。これはA票ですから、どれくらい本当に働いているというのを後で生活時間のダイアリーの部分から裏を取るのもなかなか難しいのかなと思ひまして、ここでまずある程度、勤務形態はフレキシブルなのかどうなのかということをお網をかけて、聞きたいということだったのでないかと思ひます。

時間のことなんだということをはっきり、つまり正規、非正規という従業上の地位ではなくて、むしろ時間で、それも全体としてどれくらいだけではなくて、その初めの時間とか終わる時間もそうですけれども、就業者本人に柔軟性が与えられているかということを知りたいのだらうと私は理解をしたんです。そうすると、これは整理をした方がいいのでしょうか。

○栗原室長 御質問に対するコメントだけさせていただくと、今、先生もおっしゃったとおり、勤務形態ということで、今は働き方が多様化しているということで、その働き方が生活時間の在り方にもかなり影響が出ているだろうということで把握するものでございます。

安部先生の方から、基本的にはフルタイムの方だけ見たいので短時間勤務の方は要らないのではないかとこの趣旨だと思うんですけども。

○安部委員 そういう趣旨というより、ちょっと視点が違うような気もするのですが、私の意図は、この質問で正社員にフルタイムか短時間かを聞きたいのかどうなのか、ということです。最近、短時間正社員というのは議論があるところなので、それを知りたいということはとても結構だと思います。短時間正社員がいるかどうかということですね。

正社員にも、短時間正社員も、フルタイム正社員もいて、またフルタイム正社員の中にも始業時間が固定されている人と固定されていない人がいるなどの多様性があるから、それを調査したいという意図は分かるんです。だけれども、非正規社員の人、例えば、アルバイトの人がこの質問を見たときのことを考えます。勤務時間にフレキシビリティがあるかないかということ言えば、アルバイトはシフトが大体決まっているでしょうから、始業時間・就業時間はがっちり固定され、フレキシビリティは低いとも思ひますけれども、たまたま労働時間が短時間があれば、短時間勤務に印を付けるのかなと思ひわけです。それが知りたいことなのかどうか。

つまり、この質問事項は、いわゆる正社員の人に聞くとしたら非常によくできていると思うのですが、非正規の人に答えていただいた場合に、知りたいことが分かるのかなというのを疑問に思ったということです。

○栗原室長 一応、非正規の人でも、今はかなりフルタイム的に働いている人も多いですね。だから、非正規の人が全部短時間勤務に答えるわけではなくて、非正規の中でどのくらいフルタイムで働いている人がいるかということもあるかと思えます。そういう人たちの生活時間がどうなっているか。そういう面を把握するという意味はあるかと思っております。

もう一つ、16番との関係で矛盾部分ということですがけれども、冒頭申し上げたとおり、12番については主な仕事についてということで回答していただきますので、そういう面で、特に16番との矛盾は問題にそれほどならなかなと思っております。

○佐藤専門委員 12番の設問の「フルタイムとは」という説明がありますね。それで「短時間勤務とは」というところで、フルタイムについては上で説明していますから、最初に津谷委員がおっしゃったように「フルタイムと比べ」という説明だけでいけると思えます。

もしも短時間勤務を選んだ方でも、例えば、副業で2つ短時間勤務をやっていて、16番での普段の1週間の就業時間が非常に長くなるという30時間と30時間で60時間になる人もあり得るかもしれませんが、それはそれで確認はできる。つまり、ダイアリーの方で2つ持っているから60時間になるのであるという確認が取れると思えますので、論理チェックは可能かと思えます。

○栗原室長 そのフルタイムの用語のところは御指摘いただきましたので、どういう形がいいか、もう一回考えてみたいと思えます。

○阿藤部会長 それでは、こればかり議論しているわけにもいきません。これは、フルタイムか短時間勤務かという視点からということで、正規、非正規とは違うような違わないようなという微妙な部分がある。何となく正規をフルタイムに想定しているような感じもあったのですが、そこでいろいろ疑義が出てきたということです。少し整理をしていただいて、短時間勤務について疑問の出ました、「同じ事業所で働く」という言葉が、かえって今のように論争を引き起こすということであるならば取った方がいいのか。あるいは、最後の方の決められた労働時間がフルタイムより短いとかいうことでうまく筋が通るのか。その辺は持ち帰って、もう一度統計局の方で検討していただけたらと思えますが、よろしいですか。それで、この場は収めさせていただきます。

次は、「(イ) 年次有給休暇の取得日数の追加」であります。この事項については、審査メモの4ページのイの「(ウ) 連続休暇の取得状況の削除」と関連する事項ですので、ここで併せて議論をしたいと思えます。吉田調査官、お願いします。

○吉田調査官 「(イ) 年次有給休暇の取得日数の追加」ということですが、休暇の取得状況につきましては前回までの調査で、連続休暇の取得状況を把握しておりました。ワーク・ライフ・バランスの進展について分析を可能とするため、今回、調査実施者の方で年次有給休暇の取得日数の把握に変更するというふうにしています。

しかしながら、連続休暇の取得状況と年次有給休暇の取得日数のどちらが生活行動や生活時間を把握する調査事項として適当であるかということについては、もう少し検討をする必要があるのではないかと思えます。また、本項目の選択肢といたしまして、0日、1～5日、6～10日、11～15日、16～20日、21日以

上、その他。「その他」は、有給休暇がないとか1年連続して働いていないということになっております。これは、平成22年の厚生労働省の一般統計調査ですけれども、就労条件総合調査というものがありますが、その結果によりますと、労働者1人平均年次有給休暇というのが8.5日となっているということで、例えば、11日以上の選択肢をまとめて、10日以下の選択肢をもう少し細分化するといった選択肢について、更なる検討が必要ではないかと考えます。

したがって、論点としては2つ。1つは休暇の取得状況と生活行動、生活時間を分析するに当たって、連続休暇ではなくて年次有給休暇の取得日数を調査事項とすることは適切かどうか。二つ目は、年次有給休暇の取得日数を把握することとした場合、その選択肢の階級分けは今の案で適切かどうかということです。

○阿藤部会長 それでは、統計審査官室から示されました論点に対する統計局の回答について、栗原室長、お願いします。

○栗原室長 それでは「審査メモで示された論点に対する回答」というペーパーに沿って御説明させていただきます。

年次有給休暇に示されました2つの論点のうちの最初の方です。連続休暇につきましては、特定の期間において取得するものでございまして、期間中の旅行など生活行動との関わりが強いので、これまで調査事項としてきたものでございます。平成18年の調査結果で実際に行動との関係がどうなっているかというところを見てみますと、そこに載せてある表のとおりですけれども、各行動ごとに連続休暇を取った場合と取らなかった場合の行動者率、また①÷②の比率という形で載せてございます。

これを見ますと、旅行関係などで差が大きくなっているんですけども、趣味とか娯楽、ボランティアといったところでは、ほとんど差は見られないのかなと思います。旅行以外の趣味、娯楽とかスポーツ、こういった活動はそもそも特定の期間だけ行うものではなくて、年間を通じて実施されるものと考えられますので、そういった普段の生活行動との関係を明らかにするという点、また、育児、介護を普段行っているような人の場合は有給取得が多いのか、そういった有給休暇と育児や介護との関係を明らかにし、それらからワーク・ライフ・バランスの状況を見る。こういった観点から、年次有給休暇の方が有用ではないかと考えたものでございます。

もう一つの選択肢の階級分けは適切かという点でございます。こちらの方は、過去1年間において取得した年次有給休暇の日数を細かく記入してもらうということは、思い出しの点で記入者負担ということもありますし、回答の正確性といった面にも影響すると考えられるということ。社会生活基本調査では日数そのものを集計するというよりも、どのくらい取得しているかの頻度によって、生活行動なり生活時間、そういった集計分析を行うということがありますので、それらの点を勘案して、階級値での回答を求めることとしてございます。

階級の区分に当たりましては、私どもの方で外部委託でウェブアンケートというのを行ってございまして、これは調査事項の検討の参考とするために行ったものですが、この結果で見ますと、0日が34%、1～5日が22%、6～10日が17%等々となっております。10日以内が比較的多いんですけども、11日以上にも一定数、2割近いくらいの該当者がいるということ。5日とか10日とか15日とか区切りのよい日数で回答をした人が結構多いということがありますので、そういったものを勘案して、案のとおりを選択肢としたものでございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。それでは、この点に関しまして、御意見、御質問ということですが、2つ論点がありますので、順番に行きたいと思います。

まずは、従来取っていた「連続した休暇の取得の時期」というのを削除して、今回「年次有給休暇の取得日数」という項目を新たに設ける。このことについて御意見がございましたら、どうぞ。

○佐藤専門委員 この変更は適切だと思います。本当は国際比較などをするときでも、年次有給休暇は有給休暇の取得率で比較することが多いんですけれども、年次休暇を取得したかどうかというのが今までのでは分からなかった。本当に取得率は日数になっていて、付与された日数をどれだけというのが欠けるんですけれども、それでも有給休暇の取得について分かりますので、結構ではないかと思います。以上です。

○阿藤部会長 どうもありがとうございます。ほかの委員、専門委員の方、御意見はございますか。これについては特に異論はございませんか。

それでは、総務省統計局の案で、連続休暇を削除して、今回新たに年次有給休暇の取得日数という調査事項を設けるということについては、御賛同いただきました。これはワーク・ライフ・バランスの目標値などでも使われているということで、まさに適切な質問ではないかと思います。

では、2番目の論点で、その年次有給休暇の取得日数を把握することとした場合に、選択肢の階級分けはどうかということで、総務省案は5日刻みで、回答のしやすさということで設けたものについてどうかということですが、これについてはいかがでしょうか。

○津谷委員 質問ですが、ここにウェブアンケートの結果が外部委託したものとして載っておりますけれども、ゼロというところが34%、大体3分の1となっています。これはお伺いしたいのですが、今回使ったものと同じ選択肢でウェブアンケートをなさったのでしょうか。ぱっと見ますと並び方もどうかなと思ったんですけれども、もうこれしかないかと、今、考えたのですが、0日というのがありまして、一番右側にその他、有給休暇がない、もしくはまだそれにクオリファイしていない。なぜなら、1年働いていないから、と。

もし、この34%の中に有給休暇があっても取らないのと、有給休暇がないから取りようがないというのが両方入っているのなら、ワーク・ライフ・バランスもクオリティー・オブ・ライフも全く意味が違いますので、この34%のゼロという中に、これはあっても取らなかった人が34%なんだろうかとというのが私のお尋ねです。なぜかということ、これが狂うとディストリビューションが変わってしまうからです。

確かに、年齢と同じで切りのいい、日本人はそんなことないんですけれども、5、10、15、20とヒーピングがあるということで、もしこれが、このとおりのディストリビューションとすれば、やはりヒーピングをうまくカバーする面でも、ここを切っていくのは統計学的にも適切かと思いますが、このゼロの扱い、解釈を教えていただきたいと思います。

○栗原室長 お答えいたします。アンケートをやったときは日数をそのまま聞く形で答えていただいております。そのときにゼロという回答も当然あります。

○津谷委員 これは有給休暇があっても取らない働きまくる人と、取ろうにも取りようがない人と両方、とにかく取らなかったというだけのことなんですね。制度は関係なく。なぜかということ、これは非常に大きなカテゴリーなので。

○佐藤専門委員 分けた方がいいですね。

○津谷委員 これは、1つは、施策的にも制度の問題ですので、大変大事な情報なんです、統計数理的にも制度がなければ、これは確率はゼロですので、ちょっと難しい言葉で言うとリスク人口ではないので、これはある意味、分析から除かないといけない。

つまり、本当にこの場合、先ほどの連続休暇ではなくて有給休暇にするということの意味も、雇用環境、労働市場というものは需給のバランスで決まってくるわけですがけれども、その制度的なもの、システマ的なものの情報を知りたいということです。それがどういうふうにも人間の生活時間に影響を与えているのかということを知りたいということだと思いますけれども、これはその続きで、ここは大変大事な情報です。

○栗原室長 全く先生の問題意識と同じでございます、ゼロと答えた中にそもそも適用条件を満たしていない人とか、そういうのが紛れ込んでしまうと分析上おかしくなるだろうということで、ゼロはゼロでちゃんと取りたいと考えております。そういった意味で一番右側の選択肢にその他というのを設けておまして、ここでそもそも有給休暇がないとか、1年間連続して働いていない、そういった人はここに書いてもらうということにしております。

○津谷委員 それは分かっていますけれども、このウェブアンケートの調査票で、今も見せていただいているサンプルのように、ゼロの人とその他という、これが分かれていたんですか。私は今ウェブアンケートの調査票を持っていないので、分からない。

○栗原室長 ウェブアンケートの場合では、ゼロのところはどうも両方混じってしまっているような感じがありました。

○津谷委員 私もそうではないかなと。そうでないと余りにも多いなと思いました。

○栗原室長 そういう反省も踏まえて、ここの選択肢をつくっております。

○津谷委員 そうすると、この切り方のディストリビューション何%という情報自身が狂ってくるということですね。

○栗原室長 正確に言えば、そういう面はあるかと思えます。

○阿藤部会長 佐藤専門委員、どうぞ。

○佐藤専門委員 もともと休暇を持たない方をその他にしてしまうと、今の問題はこの状態でも発生し得ると思います。本当だったら、ちょっと余地があったら、有給がある、ないで1回分岐させて、ある方で取得日数を階級で聞いていただけると、より正確かと思えます。

○津谷委員 実は、私もこれは全く賛成でして、ちょっと思ったのは並び方で、私が、もし有給のないパートのおばさんだとしますと、まずゼロに丸をしてしまうだろうと思います。全部読めばいいんですけども、私はないから、これはゼロでなくて、その他だったわと。ここに並び方と書いてあるんですけども、その他から始めるわけにはいかないの、こういうふうにならば一番最後に置くしかないだろうなと思ひまして、私も黙ってしまったんですけども。これは、場所がないので大変難しいと思うんです。恐らくこのままでやるしかないかなと思ひたんですけども、理想を言えば、有給があるのか、あってもクオリファイしているのか、していないかということを含めてまず1つ聞いて、そこから出して、ある人が何日と聞くのが一番クリーンだと思ひます。上の勤務形態のスペースが空いているから、ちょっと上げるとか。

○嶋崎専門委員 あるいは0日のところに、ない方はその他へとか、何か少し注を付けておくとか、この0日にはそもそも付与されていない人は含みませんという小さな文字でも、何か入れば少しは誘導できるの

かなとは感じます。

○津谷委員 それだったら、この方がまだ分かりいいから、余りごちゃごちゃしない方がいい。老眼の方もいらっしやいますので、これが限界だろうと思いますけれども、私はいろいろ考えて、今回はこれしかないかなと思いますが、もしスペースがあって、理想を言えば、やはりこれは二段階で聞く方がいいと思います。

○嶋崎専門委員 もう一点よろしいですか。ちょっと離れてしまうかもしれないですが、企業勤務経験がないのでよく分かりませんが、この1年間の年次有給休暇と言われたときに、10月に調査をしたときに、今年は何日取っているなという年度初めのカウントで通常の勤労者はカウントして、10月までに今年は何日取っているという把握の仕方をしているのかなと思ってまして、果たしてこの1年というところがきちんと1年になっているのかというのが、調査日との関係で疑問に思うところです。

○阿藤部会長 13番ですかね。理想論を言えば、有給休暇が「ある」、「なし」。「ある」について取得日数を聞くというようなことですが、スペースの問題もあるかなとも思います。横の方に並べて、最初に「有給休暇」がないというのを決めてしまって、次に1行足して、ある人については、と質問を続ける。そういうことがもしできればですけども、どうしてもその他が必要であれば、更に「その他」を置いておくとか、本当にスペースの問題ですけども、そういうことが可能かどうか御検討いただけますか。

○栗原室長 分かりました。検討させていただきたいと思います。

○阿藤部会長 これも宿題のようになりますけれども、実際に質問票は非常に詰まっていますので、実現可能かどうか検討してください。

○津谷委員 答える方が見たときに、それだけで回答意欲をなくしてしまうと、これは何もなりませんので。

○阿藤部会長 そこはもう一度、御検討願うということにしたいと思います。嶋崎先生の方から出た、この1年間というのをどういうふうに回答者が受け取るかという問題がありますけれども、その辺はどうですか。どなたか御意見はありますか。

○佐藤専門委員 必ずしもではないんですけども、割と多くの民間企業で4月入社で半年間は有給がなくて、それで10月から有給を与えるという会社が結構あります。10月であなたのこの1年は何日ですよということが通知されて、それで消化している会社が少なくないので、多分3分の1くらいは10月に1年間というところがありますので、大丈夫ではないかと思います。

○嶋崎専門委員 ありがとうございます。

○阿藤部会長 では、これは労働調査の専門家の意見も踏まえまして、この説明文で通すということにしたいと思います。

それでは、年次有給休暇の件を終えまして、「(ウ) 1週間の希望就業時間の追加」でございます。吉田調査官、お願いします。

○吉田調査官 「(ウ) 1週間の希望就業時間の追加」についてですが、今回の追加によりまして、有業者については非自発的に短時間労働を選択している人の実態について、また無業者については希望と実態のミスマッチについての状況について把握するという趣旨は理解できます。

しかしながら、有業者については、所得とは関係なく、単なる希望として、最も時間数の少ない選択肢である15時間未満というところに回答が集中するのではないかということが懸念されますので、所得を得るために労働時間というこの調査の設問の趣旨というものが理解されるような配慮が必要だろうと考えます。

したがいまして、論点としては、有業者について、希望就業時間を把握するに当たっては、設問において所得を得るための労働であるなどの趣旨が明確になるようにして、安易に短時間の選択をされないような工夫が必要なのではないかということが考えられます。

○阿藤部会長 それでは、栗原室長、どうぞ。

○栗原室長 趣旨を明確にという論点でございますけれども、もともとここでは現実と希望のギャップの把握という意図から、選択肢は16番の普段の就業実態と基本的に合わせたものでございます。単なる希望的な回答になるのではないかという点でございますけれども、実際の就業時間の後に続けて尋ねるということにしておりますので、それほど現実と解離した回答にはならないのではないかと考えてはいます。ただ、ここはより正確な解答を得るための方法等があれば、御意見をいただきたいと考えているところでございます。

○阿藤部会長 それでは、御意見はありますか。津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 今回これが一番理解できなかったのですが、それを言う前に、希望就業時間を今回加えたということは、社会生活基本調査の非常に大きな構造点だと思っております。特に先進国、欧米が中心ですけれども、希望就業時間はたくさん聞いております。聞き方もある意味、標準化されたものがあるくらいです。ただ、就業時間は国によって大きな差がありますので、ドイツと日本を一緒にはできないと思うのですが、質問の仕方については、これはいろいろなデータの蓄積があって素晴らしいということで、大変喜んでおります。

それはそれとして「所得とは関係なく、単なる希望として、最も時間数の少ない選択肢である『15時間未満』に回答が集中することが懸念される」というのは、どういう根拠でこれをおっしゃっているのか、よく分かりません。そんなことはないと思います。私の知っている限り、そんなデータは見たことないです。つまり働かなくていいなら、人間はできる限り働かないでいたいという思い込みがあるのかと思いますけれども、今回は有業のことですが、働いていない女性ですね。どういう方が多いかということ、小さなお子さんを抱えたお母さんが多いんですけども、就業時間はゼロですが、希望就業時間を聞きますと、日本は働きたいというのが圧倒的です。私の知る限り9割を超えています。

ですので、それがすばらしいと思うと同時に、働いている人だって、自分のことを言っはいけないんですけども、15時間未満で、みんなが圧倒的にそれで働きたいと思っているという、これは一体どこから来たものなのかが分からない。

2つ目は、所得を得るための労働時間なんて言わない方がいいです。労働は勿論所得を得るといのは一つの大きな目的ですけども、それだけで人間は働くわけではないわけですから、いろいろな状況を考えられるわけで、これはただ単にワーディングの話になりますが、もしあなたが希望する時間だけ働けるとすれば、何時間働きたいですかと、変なひもを付けないで、ストレートに聞くというのが一番いいです。

無業の方に聞いているのは、それを書いてあるんですが、ついでに言うと有業の質問17ですね。10番には書いてあるんです。希望する時間だけ働けるとすればと。ところがこの17番にはないんですね。いきなり聞いている。これは働いている人にだけ入れておいた方がいいと思います。各々の方がいろいろなことがあるわけですから、どういう状況かは分かりません。ただ、希望する時間だけ働けるとすれば、どれくらい働きたいですかと全く同じワーディングになさった方がよろしいと思いました。

もう一つ、最後についでに全部言います。この17番でゼロがないんです。これは働いている人だって、

働きたくないと思っている人はいるはずですが、逆の話をしますけれども、無業の方は働いていないことが分かっているわけですから、ゼロというのがもう既にあるわけです。ですから、希望就業時間で15時間未満といえ、1時間以上であろうと思うんですけれども、この働いている現在有業の方には、ゼロという選択肢を入れておかれた方がいいのではないかと思います。

なぜかという、質問というのはいろいろな状況で、エスケープング・シーケンスを聞いていくわけですが、できる限りシンメトリーになって、いざとなったら、これを一緒にしてデータをプールして分析できるということがやはり正しい。そして、人口の動態、死亡や出生や結婚とは違いまして、就業は本当にその状態からの出入りが頻繁に起こるわけですので、今、働いていない方も将来の労働のサプライになるわけですし、現在働いている方がそこから出ていくということも考えられるわけなので、これは臨機応変に左右対称に聞いておかないと、分析されたときにその解釈にも、実は施策上の有用性にもある程度影響が出るのではないかと思います。

ただ、希望就業時間を聞くということについては、私は大変に賛成ですし、大変重要なインプットだと思います。

○阿藤部会長 佐藤専門委員、どうぞ。

○佐藤専門委員 そうしますと、これは階級もそろえた方がよろしいですかね。

○津谷委員 本当のことを言うとそうですね。ただ、働いている方には猛烈に働いている方もいらっしゃるもので、この40時間以上はもうちょっとばらけてくると思います。

○佐藤専門委員 その40時間の前の階級はそろえた方がよいかもかもしれませんね。それで0時間を入れますか。それとも働きたくないにしますか。

○津谷委員 ゼロと言っておけば働きたくないということですので、ゼロでいいのではないかと思います。ちなみに、外国のジェネラル・ソーシャルサーベイだったと思いますけれども、選択肢はゼロです。ゼロと書いて、括弧にドント・ウォント・ワークですね。働きたくないと括弧の中に入っています。だからゼロというのがいいと思います。

あれはたしか1時間単位だと思いますけれども、1～14、15～34、35からとか、そんな切り方を調べることはできると思います。

○佐藤専門委員 それから、ほかにもこういう聞き方で、私も、幾つか調査をやっていますが、15時間未満に集中するというような傾向はどの調査でも全く見られませんでした。

○津谷委員 私はこれを見て、びっくりしました。

○阿藤部会長 ありがとうございます。どうぞ。

○安部委員 実は、私は、違う意見です。15時間に集中すると積極的に思うわけではないのですが、労働経済学の視点だと、やはりこの時間当たり賃金は幾らで、何時間働きたいと思っているのか、ということは非常に大事だと思います。少なくとも、経済学者はそういうふうなことを思う人は多いと私は思います。前回の統計委員会だったと思うんですけれども、樋口委員長から不本意短時間就業者がいることを把握してほしいというような御発言があったように記憶しています。その不本意短時間というのは何かと考えますと、恐らく現在は非正規雇用で正社員になりたいと希望しているというようなことなのかなと思うんです。

しかし、先ほどからお話を伺っていると、有業者に対して、時間当たり賃金を現在の仕事のそれで固定

した場合に、自分にとって最適な労働時間は何時間かということを知っているのかなという気がしております。しかし、その時間当たり賃金を現在の水準で固定するということは、例えば、非正規社員が正規社員になるということは、想定していないということになると思います。

私は、その希望する1週間の就業時間を聞いた後で、それをどのように使うのかということまで考えて話をしているわけではないので、就業希望意識をできるだけ正確に知るという意味合いで申し上げているんですけども、私自身はむしろ政策統括官室の方から出た審査メモに似た懸念を実は持っています。つまり時間当たり賃金が変わるということを想定して答える人がいるような気がしています。時間当たり賃金が現在の水準のまま労働時間を変えたいという人と、時間当たり賃金が変わったときにこうしたいということに答える人とが、ごっちゃにならないかということに、私自身は懸念を持っております。

○阿藤部会長 これについてはいかがですか。そうすると、質問の仕方も条件を付してということになるのでしょうか。

○安部委員 例えば、樋口委員長のような御意見というのが本当にこれで反映できるのかというのは、実は個人的には疑問に感じているんです。

○佐藤専門委員 生活時間あるいはワーク・ライフ・バランスなどの観点から、この希望就業時間のデータをどのように用いるかと申しますと、これは実際の、現在の就業時間と比べて多いか少ないかと差を取っているんですね。これが基本になりまして、つまり自分の労働が幾らであるかというよりも、むしろ時間配分の問題として、それは上回っているのか、下回っているのかということが主な分析手法になります。

もしも、不本意短時間労働者というものがいるとすれば、それは現在の就業時間が希望の就業時間よりも短くなっている方の場合は、恐らくより長時間を望んでいるのに、現在はそれよりも短くなっているという層として、カテゴリーをつくるのが可能ですので、時間当たり賃金ということを考えない。捨象して分析し得ることができるので、細かくいろいろ注を付けるよりは、そここのところの情報は落として、時間だけの問題として分析するという、ある種のあきらめも必要なのではないかと思います。いかがでございましょうか。

○阿藤部会長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 私は安部先生のようなエコノミストではないので申し上げますと、まず最初に思いますのは、これは生活時間調査であるということです。つまりタイム・アロケーションを計量することを目的として、そこから先ほどのワーク・ライフ・バランスもみんな派生してきているわけですけども、これは生活時間調査でして、労働力調査ではない。ですので、やはり、正規雇用か非正規雇用かということ、余りにも労働力のことをここに持ち込むということ自体は、私は慎重にするべきであろうということです。調査の質問も当然のことですけども、できる限りシンプルの方がいいわけですね。時間当たり賃金と言われて、私も回答者だったら、ちょっと引くかもしれない。時間当たり賃金は研究者が計量するものであって、回答者に聞くものではない。ばりばりのエコノミストがたまたま回答者に当たられまして、いろいろと解釈もされたら、それは仕方がないと私は思います。

ただ、やはり時間は1日24時間しかないわけですし、これは経済学的に言ってもファイナイト・リソースなわけです。それをどのように配分するかということは、経済学的にもそうですけれども、現実の社会にとっても大変大事なことであろうと思います。下で賃金を聞いていますので、解析の右辺のXに所得と就業

時間を両方入れますと、就業時間をコントロールしたら、残りのインカムのエフェクトは、非常に乱暴ですけども、ウェッジレートかなというふうにも思いますが、これはあくまでも分析の問題ではないかと思うので、私はできる限り、回答肢はどういうふうにするかということは気を付けた方がいいと思いますけれども、できる限り対称にして、やはりこれは聞いてみるということに大変意味があると思います。

○阿藤部会長 ありがとうございます。安部委員はいかがですか。

○安部委員 こういうことは、私の専門分野からは話題になり得るということを示し上げたというのが主なところですので、これが時間配分に関しては国際比較ということも含めて、スタンダードであるということでありましたら、それ以上は特にこだわるものではありません。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、無業者、有業者について、希望する1週間の就業時間を設けるということは了解したということで、質問の仕方として、津谷委員から無業者と有業者をそろえるという御提案がありました。たしか、無業者の方の「希望する時間だけ働けるとすれば」というのを17番の有業者についても入れてはどうかという御提案ですが、これについては何かありますか。

○栗原室長 その質問をよりの確にするということで、直しのところはそのようにさせていただきたいと思えます。

○阿藤部会長 それでは、そういう方向でよろしいですか。

○栗原室長 0時間の話ですけども、その点は私どもの中でも確かに議論はさせていただいたのですが、1つ気になる点がありまして、例えば仕事をしている人がこの仕事はきついから辞めたいとかいう、それは願望としては確かにあるんですけども、かといって辞められるわけではないと。0時間ということで強調してしまうと、そういう想定外の要素が入ってきてしまって、分析上は問題があるのではないかということがありますので、そこは15時間未満というところで何とか拾える形にはなっているので、その方がいいのかなと思ったところです。

○阿藤部会長 時間区分の問題ですが、有業者の場合に0時間をわざわざ設けるか。無業者の場合と同じような時間区分。これもそろえるのかどうかですね。そういう御意見もあったのですが。

○津谷委員 有業者の場合は16番の普段の就業時間と希望する就業時間がコンシスタントですから、このまま置いておきなと思えますが、確かに10番と違うなと思えます。そういう意味では、これは現在、働いていない人は、いきなりそんなにたくさん働きたいとは思わないだろうという、何となくプレザンプションがあるように思うんですけども、また御検討をいただいて、その結果を見せていただきたい。

○阿藤部会長 では、この無業者の方について、時間のカテゴリーを有業者に合わせる事が適当かどうか。その辺の御検討をお願いしたいと思います。0時間の問題は逆の懸念が若干あるので、それも含めて検討されて御回答いただければと思います。

それでは、次の項目で「(エ) ふだんの健康状態の追加」。これも健康であるかないかによって、就業の仕方が変わってくるということでありまして、今回提案されているということですが、吉田調査官からどうぞ。

○吉田調査官 「(エ) ふだんの健康状態の追加」です。健康状態の把握につきましては、基本計画の中でも指摘されているもので、それに応えたものであるということです。日ごろの健康状態が労働時間の配分を多く左右すると思えますので、普段の健康状態を追加すること自体は適当であろうと思えます。しか

しながら、今回の計画では有業者についてのみ把握することになっておりますが、健康状態と就業の有無自体について把握できないということでございます。

また、選択肢について、大きく健康上の問題はない、あるいは健康上の問題があるなど、報告者の主観によるところが大きいということで、より正確な実態把握を行うためには、調査事項に客観性を持たせることが必要なのではないか。そういうふうな説明をすることができないか。そういった検討が必要ではないかと考えます。

したがいまして、論点としては、無業者について把握する必要はないということと、選択肢をより客観的なものにする余地はないかということで、身体的な健康だけではなくて、内面的な健康も含むといったことを明確にする必要性といったものも含めた形で、客観的なものにする余地はないかということでございます。○阿藤部会長 ありがとうございます。それでは、栗原室長の方から。

○栗原室長 お答えいたします。まず1点目で、無業者についても把握する必要はないかというところですが、そこに書いてありますとおり、健康状態につきましては、生活時間あるいは生活行動に与える影響が大きく、分析上は有用であるということで、有業者のみならず無業者も把握する必要があるということは承知してございます。

一方で健康状態につきましては、本人の判断に任せて漠然と聞いたのでは、実態把握をする統計調査として客観性に欠けるものとなるおそれがあるのではないかと。分析上もそういう漠然とした回答では使えないのではないかと。そういった意見もあるところでございます。

私どももここは今回の中では一番思案したところであるんですけども、健康状態につきましては、多数の質問事項を割けない中で、可能な限り回答の客観性を保つようにするといった観点と、基本計画で指摘されておりますのが、そもそも労働時間をとらえた統計をより活用できる環境の整備ということでございますので、ここは対象者を有業者に絞りまして、仕事への影響という観点から健康状態をできるだけ客観的にとらえられるような質問項目を考えたというものでございます。

2点目の選択肢をより客観的にする余地はないかという点でございますけれども、選択肢につきましては健康上の問題がない、あると大きく2つに分けて、問題がある場合につきましては、今、申し上げましたとおり、より客観性を確保するという意図の下に、仕事への影響という観点から少し段階を付けたような形で整理をしているものでございます。

現行案でも何も身体的なものだけではなくて、メンタル面を含めたものも意図しているところでございますけれども、より客観的な質問とすることが可能であるならば、その辺りもまた御意見をいただければと思います。

以上です。

○阿藤部会長 ありがとうございます。それでは、普段の健康状態の質問19番について、これは今、有業者についてだけ聞いているのですが、無業者に聞く必要があるか。その場合は当然また質問票がタイトになってくるというジレンマがある中で、実際に仕事をしている有業者だけに絞った方が若干客観的なデータは得られやすい。そういう趣旨でそちらを選んだけれども、何としても無業者も同じ質問をする必要があるかということで、御意見があればですけども、佐藤専門委員、どうぞ。

○佐藤専門委員 有業と無業の健康状態は、パネル調査などでは注目されていまして、イギリスの調査だと、

仕事を辞めることによってメンタル及びフィジカルな健康がどう変化するかというような研究は行われているんですけども、クロスセクショナルの調査なので、そこまでは踏み込めませんし、紙面上の問題を考えると、ここは、いわゆるワーク・ライフ・バランスの分析ということを考えますれば、ワーク・ライフのライフは生活だけではなくて、クオリティー・オブ・ライフにどのような影響を与え得るかということの視点からの分析が可能であるという意味では、評価し得るのではないかと思います。

続けて、2点目ですけども、より客観的などというのは、勿論、望ましいのですが、医学部の研究者たちと一緒にやっています調査では、メンタル及びフィジカルな客観的な調査の項目もあるんですけど、客観的と言っても本人に聞くので、かなり難しいんですけど、それは相当紙面を使います。いわゆる多変量解析をすることを想定しているものなので、こういうふうには聞けない。

それは、それらと同時に、この主観的な「今、自分が健康であるか、日常生活や仕事に影響があるか」というようなものと一緒に調査しますが、ほとんど客観的な指標と主観的な指標が八十何%くらいで合致するという結果が得られていますので、主観的な自分でどのように自分の健康状態を判断しているかというところでも、ほぼ使えるのではないかと。有用性に問題はないのではないかと私は考えます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 基本的に私もいろいろ思いますけれども、今回はとにかく紙面がないし、国民生活基礎調査ではありませんので、生活時間調査の一環として、ただし、基本計画での追加をして、ここで聞くようにということが指摘されている事項ですので、これは入れなくてはならないということを見ると、これが最善の策かなとは思いますが。

まず最初に、佐藤先生がおっしゃったことを言い換えますと、基本的に、これはパネルで聞くものであろうと思います。なぜかという、有業か無業かということに健康も関わっている。つまり、言い換えれば、有業者は健康という面から見たときに、もう既に選択性のバイアスがあるんです。本当に健康でなければ、つまり健康でないから働けない、働いていない、働きたくないかは分かりませんが、とにかく健康状態が、有業、無業というものを決定する一つの要因になっていますので、選択性がかかってきてしまいます。これはクロスセクションでやっている限りはどうしてもだめなんです。

ですから、同じ人を縦断調査、パネルでやっていくということですので、そんなことはここでは大それたことはやめておいて、とにかく働いている方がどれくらい自分自身が健康だと思っているのか。もし健康でないならば、これが自分の仕事というものにどれくらい差し障っていると、自分自身が認知しているのかということを知ることは、非常に大事なことだと思いますので、それはそういうふうなつもりで、今回は質問をするべきであろうと思います。

ついでに2点目ですが、この健康というものは、勿論セルフレポートですが、先ほどのようにセルフレポートと客観的なメジャーメントとの合致性が高い。ただ、これは健康にも両方関連があるんですけども、フィジカルな健康、身体的な健康とメンタルな健康というものが両方ありまして、聞こうと思いますと、メンタルのことは昨年に国民生活基礎調査で、東大医学部の橋本先生がいらっやって、スケールを国際的には最終的には作るぞという。恐らく1ページくらいメンタルヘルス、フィジカルヘルスの両方ともをちゃんと調べようと思うと、それだけに紙数を割かなくてはならない。でも、これは社会生活基本調査ですので、国民健康・栄養調査ではありませんので、言葉は悪いですが、これが落とすところかなと思います。

○阿藤部会長 嶋崎専門委員、どうぞ。

○嶋崎専門委員 少し違う視点ですけども、この選択肢で今、仕事との関連で健康状態をはかってもらうということで、ワーク・ライフ・バランスを考えていくときに、そもそも仕事との関わりで評価をしてもらっているのか。つまり、ものすごく忙しく働かざるを得ない人は、恐らく仕事には影響はないわけですね。ぎりぎりのところで働いているような、60時間以上でどうのという人にとっては、何かとても皮肉な、仕事には支障がないようにしているということですね。そこのところが最もワーク・ライフ・バランスにおいて問題としているところだと思いますので、この選択肢で仕事と結び付けているところは、大変に問題があるのではないかと思います。

○佐藤専門委員 健康上の問題があるということですね。そこでどうするかですね。

○嶋崎専門委員 だけれども、働かざるを得ないというのが、一般に私たちが思っている過労死等々につながっていく人たちで、最もそこが知りたいところですので、そこのところはどういうふう考えたらいいかというところですね。

○阿藤部会長 何か具体的に、どういうふうに細分化するか。あるいは細分化しないのか。

○嶋崎専門委員 通常の、例えば、健康の度合いについての対称性のある選択肢ではなくて、全く問題ないから、多少何とかというグラデーションを付けた方が、むしろ、ここで知りたいワーク・ライフ・バランスの従属変数にもなるし、独立変数にもなる、そういう変数にしておいた方が政策的にも使い勝手があるのではないかと考えます。

○阿藤部会長 そうであれば、有業者に限る理由がますますなくなってきましたね。

○佐藤専門委員 ますまさないんですが、場所がない。

○津谷委員 ただ、1つはこれを客観化したいと。要はセルフレポートですから、それ自身が主観ですけども、その中でも仕事に結果、コンセクエンスがあるのかということではかるということで、その趣旨は大変よく理解をするんですが、グラデーションで聞くのでしたら全員に聞いた方がいいですね。あるかないか。あるのだったら、どれくらいあると自分で思っているのか。そうしたら本当にこれはピュアな主観です。

ただ、おっしゃるように、式の左辺にも右辺にもある程度来るかなということではできますけれども、これはクロスセクションの調査ですので、これは本当に限界があるということは分かっておかないと大変難しいです。

○佐藤専門委員 全員に聞く場所があるのかしら。設問の置き場所で、もし可能であれば全員に聞けるといいですけども。

○阿藤部会長 統計局の方はいかがでしょうか。

○栗原室長 つまりニュートラルな4段階なり5段階なりの質問ということですね。そうしますと、私どもは客観性をどう出すかというところに大分苦労してきたわけですけども、その辺りは問題ないということではございましょうか。

○阿藤部会長 問題ないというか、主観と客観はかなり一致するというところもあるので。安部委員、いかがですか。

○安部委員 全員に聞くとすると、左側といいますか、2と番号が付いているページに配置することになるんでしょうけれども、配置するのはなかなか難しいのかなと思います。全部ずらすというふうにはできない

気もします。ただ、嶋崎専門委員のおっしゃったことは非常に説得力があることなので、次善の策として、例えばですが、有業者にのみ聞くけれども、段階で聞くということはある得とは思いますが。ただその場合でも、なぜ無業者に聞いていないのかと言われたときに、スペースがないからだという理由がいいのかどうか、ということがあります。

○阿藤部会長 そうすると、この場としては、健康状態については、どのみち主観であるということで、主観的なものとして、健康上の問題がある、なしに分けて、あるについては、無理に仕事と関係づけないで、一般的に全く大丈夫とか、そういう5段階で聞く方が望ましいということによろしいですか。

○安部委員 別の問題として気になっていたんですが、「問題はない」というのは、こういった場合に、よくある言葉の使い方でしょうか。健康に問題があるとかないかという言い方は、統計調査で一般的なのでしょうか。

○津谷委員 とても健康、まあ健康とかありますけれども。

○阿藤部会長 履歴書などでは、健康上の問題とか。

○津谷委員 健康状態良好とか書きますね。

○阿藤部会長 これも宿題になってしまいますけれども、今のような御意見があったということです。特に細分化する際のカテゴリーを無理に仕事を基準にしないで、一般的にしてはどうかという意見がここで多数を占めているので、その点を少し御検討をいただきたい。今の「健康上の問題のある、なし」という言い方そのものは、それでほかの調査などでも使われるのかどうかを若干御検討いただければいいと思います。

○栗原室長 スペースの問題もあるので、御指摘も踏まえつつ、検討させていただきます。

○阿藤部会長 スペースの問題は、むしろ無業者も含めて全員に聞くか。それはどうしても設計上無理があるというので、次善の策として有業者に限るという選択肢もあるので、その辺も含めて御検討願えればと思います。

時間があと 15 分くらいしかなくなってまいりましたが、できるところまでやります。それでは「(オ) 個人の年間収入の追加」について、吉田調査官から。

○吉田調査官 「(オ) 個人の年間収入の追加」につきましては、基本計画でその追加について指摘をされている事項でございます。夫婦共働きの世帯、就業している子どもが同居している世帯など、世帯の中で複数の者が就業するケースが少なくない中で、ワーク・ライフ・バランスでの経済的自立指標として個人の年間収入が重視されているということで、追加すること自体は適当であると考えます。

しかしながら、従前把握している世帯全体の年間収入についても、引き続き把握するということによりまして、報告者に重複感が出るのではないかと。

また、個人の収入については、仕事からの収入に限定しているというのに対し、世帯全体の年間収入については、年金、恩給といった給付金とか配当金なども含まれており、同一調査の中で同一用語について、異なる定義が用いられているということで、誤った回答がなされる懸念があります。

さらに、この1年間、仕事を続けている人については、1年間の実額を記入させることにしている一方で、仕事に就いて1年未満の人については、1年間の見積額としているということで、2つほど疑義が生じます。

1つは、生活行動は収入によって大きく左右されるものでありますけれども、本調査として年収どれくらいの方がどのような生活行動を取るかを分析するのが本旨でありますので、そうであるならば、過去1年間

の行動について報告させていることの整合からも、過去1年間の収入実績を記入させるべきではないか。

仮に、過去1年間の就業期間が1年に満たない場合、見積額で回答させるとしても、過去1年間に転職した人、年の途中で辞めた人、年の途中から仕事に就いている人など、1年間の見込額について、どのように報告を求めるとかが明確になっていないのではないかと。

したがって、本調査として必要なデータが何なのかを整理した上で記入上の注意などに具体的に記載するとかいうふうにして、正確な回答が得られるような措置が必要なのではないかと考えています。

したがって、論点として3つ指摘しています。一つ目は、個人の年間収入を仕事からの収入に限定していることについて、妥当かどうか。世帯収入全体の年収ととらえ方が異なっているということですね。

二つ目は、1年間継続して就業しているか否かにかかわらず、過去1年間の実額を回答させるべきではないかということ、です。

三つ目は、この1年間の実額を回答させることとの整合を図る観点から、世帯全体の収入についても過去1年間の実額を記入させるというふうにするべきではないかということ、です。少なくとも今までの調査票では、この1年間の収入について記入してくださいとなっております、実額を回答するとしか読めないのではないかと。実額として回答させているのが実情ではないかということで、論点としています。

○阿藤部会長 ありがとうございます。ますます時間がなくなってきましたけれども、総務省の方からお答えをいただいて、多分これでおしまいになると思います。

○栗原室長 お答えいたします。1点目の論点でございます。有業者以外にも聞けないかという点ですが、収入は先生方もよく御存知かと思いますが、回答者の忌避感の強い項目であるということがございます。先日のウェブアンケートにおきましても、拒否感を訴える傾向がやはり見られたところでございまして、特に、仕事からの収入だけを聞いた場合と、それ以外の両方を聞いた場合と2パターンでやったんですけれども、後者は仕事以外の収入のグループの方でより強い拒否傾向が見られたということでもあります。

アンケートの方で回答された方の終わった後の声として、個人単位での収入を仕事以外のものも把握するとなりますと、財産収入などの場合、だれにそもそも帰属するのか分かりにくくて記入しにくいとか、仕事以外の収入といった場合の範囲が分かりにくい。こういった意見が寄せられておるなど、実際の実額も問題があるのかなと考えているところであります。

したがって、個人の場合も仕事以外も含めて、幅広く取れるに越したことはないと思いますけれども、仮に仕事以外の収入も含めて質問をした場合には、回答の拒否につながったり、あるいは正確な回答が確保できない。こういった実際上の困難が伴うのかなと思っております、範囲が分かりやすく答えやすいと見られます仕事からの収入のみに限定することといたしてございます。

次に、1年間継続して就業しているか否かにかかわらず、過去1年間の実額で回答させるべきではないかという点ですが、個人の年収につきまして、基本計画の方では労働時間と生活時間の分析に資する事項として挙げられてございます。したがって、収入の把握の仕方につきまして、主に生活時間、配分との関係の分析という観点から、適切なものとする必要があるのではないかと考えております。

生活時間との関係で考えました場合、人々の生活行動は主に現在の収入の多寡により影響を受けるのではないかと考えております。例えば、過去1年間の中で転職した人で、現職の方が前職よりも収入が下がったといった場合には、その人の今日から後の生活時間を規定するものとしては、主に現在の低い収入の方をベ

一に決定される可能性が高いのではないかと思います。

このような観点から、働いた期間の実額で把握した場合には、その仕事につきまして、1年未満の人の場合は年間収入の中に1年間に満たない特定の働いた期間の実額が紛れ込んでしまうので、年収による生活時間の比較・分析において、支障が出るおそれがあるのかと考えております。他の調査でも、就業構造基本調査等でも1年間の見積りで記入されている例もあるところでございます。以上を勘案しまして、現行案のとおりとさせていただきたいと思っております。

3点目の世帯収入の方も基本的には、今、申し上げた理由に準じて、やはり1年間の見積額としたいなど。ただ、必要があれば、調査票、記入の手引とか、そういったものを充実するというので、そこは回答の正確性を期するようにいたしたいということでございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。規定の時間はもうじきですけれども、この3つは全部出なくても、御意見がいただけたらと思います。

3つ論点がありまして、まず1つは、世帯全体の年収の場合には、いわゆる稼得所得以外のもの、年金なども含む。ただ、個人の年間収入については、仕事からの収入に限定している。この両者の違いがそれであるのかどうかということについて、いかがでしょうか。津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 時間がないので、結論から言いますと、個人に聞くとことは仕事からの収入、つまりアーニングスですね。これに限るしかないのだらうと思います。これだけのスペースしかないわけですし、お金のことは国民生活基礎調査でも、今回は自計をするということで、所得票は大変な工夫をしたという覚えがあります。

これは既に選択肢が与えられているわけですので、要は勤労所得、つまりアーニングスに限るということは、私は結論としては適切ではないかと思います。特に世帯所得は今までも聞いているわけですので、ついでに言いますと、見込みを書くということも、恐らくそれで処理をするしかないのではないかと思います。確かに御指摘のような問題点があるというのは、私も大変理解できるのですが、例えば、4月に働き出したとしたら10月ですので6か月ですから、単純にその場合をするのかなと。今まで6か月分。

もう一つは、働いている人は源泉徴収ですね。本当のことを言うと昨年の方がよく分かるんですが、1月からということで10月までだったら1年間なら1.2倍。数学を間違えたかもしれません。そういうふうな形で要はインフレートして、大体のところ丸をもらう。これは額を聞いているわけではありませぬので、それくらいで、さっきも言いましたように、余りこれはガチにできないと。忌避感も傾向が非常に強い項目だらうと思いますので、私はこれが考えられる中で、一番いいのかなと思いました。

ですので、本当のことを言うと、割と欧米などでは昨年というふうに、向こうはカレンダーイヤーしかありませんので、会計年度もすべてカレンダーイヤーですから、1年の所得は大体年俸で働いている方が多いですから、昨年と。ボーナスなども日本のようにディレイドペイメントではなくて、本当のボーナスという感じで出てくると確定しているものを聞くというのが非常に多いわけですけれども、これは今までもこの1年間という形で調査時点から逆算して1年という形で今までも聞いていらっしゃるんですね。では、もうそれしかないのではないかと思います。

以上です。

○阿藤部会長 ほかの委員の方、よろしいですか。佐藤専門委員、どうぞ。

○佐藤専門委員 常に収入については、理想ではないけれども、仕方がないという項目なんですね。個人の方は回答者に計算をさせてはいけないというのが、調査をする人間の鉄則で、ほかのものも足してくださいということだと、回答者に計算をさせることになりますので、これは避けた方がよろしいかと思います。

逆に世帯の方ですと、それはざっくりで把握しているはずで、これを分割させることも逆に難しくなるので、世帯の方はまとめてということが計算をさせない一番よい手段かと思います。

見込みの方が計算になるんですが、これは例えば4月に働き始めた人が生活時間とかは働いている状態で取っているはずなので、学生時代の半年分の無収入の状態を反映させて、現在の働き方を関連づけるのは無理があるので、見込みという形でやむを得ないのではないかと考えます。

○阿藤部会長 安部委員、どうぞ。

○安部委員 事前に出した質問には先ほど答えていただきましたので、特にありません。

○阿藤部会長 嶋崎専門委員、どうぞ。

○嶋崎専門委員 結構です。

○阿藤部会長 ここは大分時間がかかるかと思ったら、随分あっさりですね。時間ぴったりに終わりました。

この収入に関しては、いろいろと言いつせば切りがないということですが、どう聞いてもなかなか難しいというので、統計局の方で作っていただいた案で行くということにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

それでは、特に付け加えることはありませんが、本日の予定の項目の審議を終えたということでありまして、もう繰り返しませんけれども、統計局の方に幾つかの宿題と申しますか、検討していただきたいとことが出ましたので、次回までに御検討願って、案をお答えいただきたいと思います。

それでは、次回の部会につきまして、吉田調査官からお願いします。

○吉田調査官 それでは、次回の部会についての御連絡でございます。次回の部会は11月16日火曜日、本日より同日6階特別会議室において開催いたします。時間ですけれども、14時に開始して16時という形で考えておりますが、審議の進捗によりましては、多少延長させていただくことになるかもしれません。

今回は、先ほど部会長から御指摘がございましたけれども、本日宿題とされました事項についての回答を説明した上で、個別の審議という形にさせていただきます。次回の部会にこういった資料をというものがございましたら、準備の都合等がございますので、11月9日までにメール等で事務局の方に御連絡をいただければと思います。

本日お配りしている資料でございますが、かさばるようでしたら、そのまま机上に置いていただいて結構でございます。事務局で保管して、次回にまたお渡しするというのを考えております。もしお持ち帰りいただくときは、次回に必ず御持参いただきますようお願いいたします。

○阿藤部会長 本日の部会の結果の概要は、11月19日金曜日に開催予定の統計委員会に報告いたします。

本日の部会はこれで終了いたします。ありがとうございました。